

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月24日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

提出者 株式会社 フジコン

住 所 山梨県富士吉田市新屋中カジャ作1558-3

氏 名 高木 謙二

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0555-22-5544

山梨県生活環境の保全に関する条例第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 フジコン
事業場の所在地	山梨県富士吉田市新屋中カジャ作1558-3
計画期間	令和6年4月 1 日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	窯業・土石製品製造業 E21
② 事業の規模	令和6年度出荷量 28,000m3
③ 従業員数	22名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排出量	970.6 t	t
	（これまでに実施した取組） 購入者と連絡を密に取り合い、戻りコンクリートの抑制に努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排出量	750 t	t
	（今後実施する予定の取組） 購入者に対し、戻りコンクリートは購入者側及び、販売者側の双方の費用面において弊害が大きい旨の説明を丁寧に行い、戻りコンクリートの発生を抑制する啓発活動を実施する。また、出荷量の少ない日においては、稼働するミキサー車の台数を少なくすることにより、産業廃棄物の発生抑制に努めることとする。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 産業廃棄物置場にその種類を明記し、他の廃棄物との分別を行う。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 全従業員に対し、社内教育を行い産業廃棄物と他の廃棄物との分別を徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	全処理委託量	970.6 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	970.6 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	産業廃棄物の収集・運搬処理に関する事業内容及び、有効期限の確認。適切な収集運搬処理が行われていることをマニフェスト伝票と照合することにより、確認作業を徹底する。		

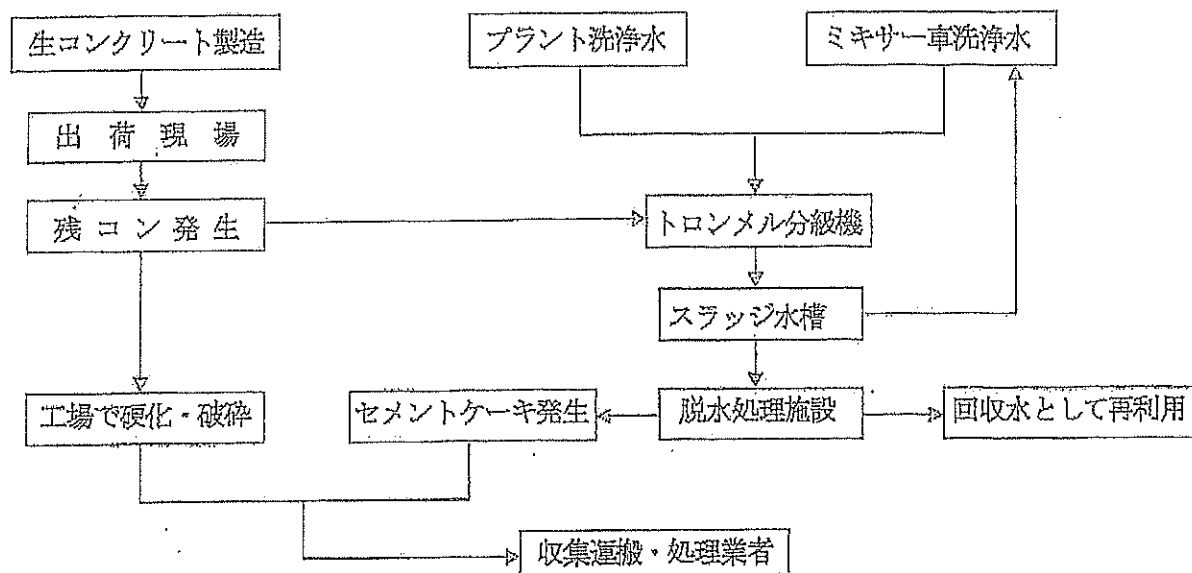
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	全 処 理 委 託 量	750 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	750 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の収集・運搬処理に関する事業内容及び、有効期限の確認。 適切な収集運搬処理が行われていることをマニフェスト伝票と照合することにより、確認作業を徹底する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

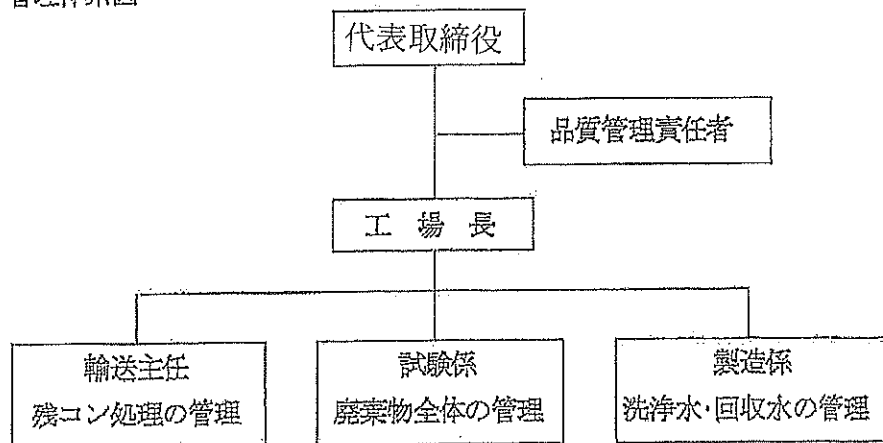
【別 紙】

産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に係る事項

管理体系図



- ①産業廃棄物の管理は、工場長が専務取締役の指示を受け行う。
- ②輸送主任は、各車の残コンの量に応じ、その処理方法（硬化・破碎、トロンメル分級機）の指示を行う。
- ③工場長は、スラッジ水槽内のスラッジ水の量を確認し、必要に応じ脱水処理作業を行う。
- ④試験係は、コンクリートくずと一般廃棄物が混入しない様、産業廃棄物置場の管理を行う。
- ④産業廃棄物の運搬には、運搬車がマニフェストを携帯すること。
- ⑤品質管理責任者は、戻ってきたマニフェストを確認し、産業廃棄物排出量の管理をする。